



## 土地管理に関する国際的要件

### 目的

ロシア連邦、レンダーおよびステークホルダーの要求を踏まえ、土地管理<sup>1</sup>に関し、国際基準およびその他の要件を明記することが、サハリンエナジーによって正式に決定された。

### 対象者

- 管理者
- HSE 専門家

### 要件

土地管理活動は、次のような、国際的に認知された基準、条約（ロシア連邦が批准した）およびその他の要件項目に従うこと。

- アメリカ合衆国エネルギー省米国連邦エネルギー規制委員会（FERC）に関連する、湿地と水圏の建設および緩和措置（2003）、FERC 高地浸食管理、植生回復と保全計画（2003）などの要件に準拠する（注：サハリンエナジーとその下請業者が順守しなければならないこれらの要件は全て、土地管理基準の一環である）。
- 湿地の保存に関するラムサール条約 1971 年
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）1973 年
- 国際植物防疫条約、ローマ、1951 年

<sup>1</sup> この文書のイタリック体の用語は、サハリンエナジーHSE用語集にある。

未分類	文書 0000-S-90-04-O-0254-00-E 付録 4, 第 02 版	有効期限：2010 年 5 月 28 日から PC+12m	
<a href="#">文書履歴</a>	承認者: T.Hake, 管理者: D.Petelin	複写規制なし	ページ 1/1